

市事調第11号
平成24年8月22日

京都市会議長 大西 均 様

市会改革推進委員会
委員長 加藤 盛司

市会改革推進委員会報告書

この度、市会改革推進委員会では、下記の項目について、検討結果を取りまとめましたので、御報告いたします。

記

○ 京都市会の基本理念・在り方等について

平成24年8月17日（第16回）の委員会において、委員会内に設置した基本理念検討グループから別添のとおり検討結果の報告があり、委員会として報告のとおり取りまとめた。

平成24年8月

市会改革推進委員会
委員長 加藤 盛司 様

市会改革推進委員会
基本理念検討グループ
座長 吉井 あきら

市会改革推進委員会基本理念検討グループ報告書

当検討グループは、京都市会の基本理念について協議を行い、別紙のとおり取りまとめましたので、御報告いたします。

[基本理念検討グループの構成]

座長	吉井 あきら	(自民党市議団)
	寺田 一博	(自民党市議団)
	井坂 博文	(日本共産党市会議員団)
	くらた 共子	(日本共産党市会議員団)
	山本 ひろふみ	(民主・都みらい)
	湯浅 光彦	(公明党市議団)
	佐々木 たかし	(京都党市議団)
	森川 央	(みんなの党・無所属の会)

京都市会の基本理念

(京都の歴史・沿革等)

京都市は、悠久の歴史と文化、伝統、多様な産業が息づく我が国の財産というべき都市である。伝統産業や先端産業が共存し、多くの学生が学び、多世代が交流し、世界の人々を魅了する「文化の首都」でもある。

殊に、ここ京都のまちは、長年にわたる京都特有の自治の伝統を引き継いでいる。例えば、明治期には、上京、下京のそれぞれに番組（学区）が置かれ、町衆の寄付等により、番組ごとに小学校が設立された。当時の小学校区は、現在も「元学区」と呼ばれ、京都独自の地域住民の自治の単位として機能している。また、市域の拡大に伴い、地域特有の文化を育みながら、11行政区から構成される現在の京都市の姿となった。

このような京都特有の自治の下、京都市会は、市制施行後の明治22年（1889年）6月14日に、第1回の会議を開き、以後、議決機関としてその役割を果たしてきた。

1 基本原則

日本国憲法は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、「地方自治の本旨」に基づいて、法律でこれを定めることとし、これを受けて、地方自治法は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱等を定めている。

「地方自治の本旨」とは、地方の行政は原則として地方の住民自らの意思と責任において行われること（住民自治）と、地方の行政は国から独立した法人格を持つ地方公共団体によって自主的に行われるべきこと（団体自治）である。

京都市会は、長年にわたる京都特有の自治の伝統を引き継ぐまち・京都において、「地方自治の本旨」に基づく京都ならではの地方自治を実現する。

2 京都市会の役割

議員と市長とは、共に市民により直接選挙される「市民の代表」であるが、単独で権限を行使する独任制の市長に対し、議会は、広く公選で集まった多数の議員からなる議決機関である。

京都市会は、民意を的確に反映・集約し、充実した調査・研究を基に、活発な審議、討議を行い、条例の制定や改廃などを通して、京都市としての団体意思を決定する。

また、その団体意思の決定に至るまでの過程が市民に見える、伝わる、分かりやすい運営に努め、さらに、不断に議会改革に取り組むものとする。

3 京都市会議員の使命

京都市会議員は、市民を代表し、京都市会を構成する一員として、議会活動を通じて市民の負託にこたえることを使命とする。

また、京都市会議員は、議決責任を深く認識するとともに、市民の範となるよう努めなければならない。

4 市民と京都市会との関係

京都市会は、京都市政を担う一翼として、主権者である市民が主体となり、市民自らの意思と責任において行われる住民自治の充実に向けて、より一層の市民との情報共有や市民の参画の機会を充実させるとともに、「市民の代表としての京都市会」、「市民と共に行動する京都市会」として、市民と京都市会との関係を構築していく。

5 市長等の執行機関と京都市会との関係

京都市会と市長は、二元代表制の下、相互に対等な立場で適切な緊張関係を保ちながら、市政を運営していく。その中で、京都市会は、市長等の執行機関に対する監視機能を充実し、強化しなければならない。

また、民意を反映する議会の特色をいかして、執行機関では成し得ない政策立案・政策提案を活発に行い、執行機関と京都市会との議論を通じてより良い政策・施策の実現に努める。